

2006年7月13日  
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報  
を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人  
通知の省略について（答申）

2006年6月30日付けで諮問（第203号）された介護保険の要介護認定及  
び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に  
利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条  
例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性  
があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことは、3審議会の判断  
理由の(2)に述べたところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目  
的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりで  
ある。

### (1) 諮問に至った経過

介護保険制度は、介護を要する者が自らの選択により多様な主体からサービ  
スを総合的に受けられる仕組みを創設するとともに、社会保険方式により給付  
と負担を明確にし、国民の福祉の増進を図るため、2000年（平成12年）  
4月から始まった制度である。保険者である市町村が行う介護保険の被保険者  
は、65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険

加入者（第2号被保険者）で、被保険者が介護保険サービスを利用するためには、保険者である市町村に申請し、要介護・要支援認定を受けることが必要となる。

この要介護・要支援認定事務を行うにあたっては、被保険者の氏名、生年月日、心身状況、認定した際の要介護度や認定有効期間などの個人情報を取り扱うことになるが、被保険者の数が多数であること及びこれら多量のデータを正確かつ効率的に処理するため、1999年（平成11年）8月18日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会に「介護保険受給者管理業務等に係るコンピュータ利用について」諮問をし、同年8月25日の答申により承認を受け、「藤沢市介護保険システム」として管理している。

(2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

今回目的外で利用させる情報は、藤沢市介護保険システムで管理している次に掲げる個人情報であり、2006年（平成18年）4月の介護保険法の改正により、高齢福祉課において介護保険地域支援事業として取り組む事業に必要な情報となる。

- 第1号被保険者の
- ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 認定結果
  - エ 認定有効期間

当該事業の概要については、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう、各種介護予防にかかる支援事業を市町村の責任において実施するものであり、対象としては、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者（以下「特定高齢者」という。）となっている。さらにこの中から基本健康診査と一体となって実施される生活機能評価を基に、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、適切な事業につなげていくものとしている。この特定高齢者の決定の条件として、介護保険法に定める要支援・要介護認定を受けていないこととあるため、要支援・要介護認定を受けた者を特定高齢者の中から識別する必要がある。

以上のことから、藤沢市介護保険システムで管理する介護保険認定情報（氏名、生年月日、認定結果、認定有効期間）を目的外利用させることにより、介護予防事業の本来目的が達成されるとともに、本人の心身の状況、及びその置かれている環境その他の状況に応じた適切な事業を包括的かつ効率的に実施できることから、目的外に個人情報を利用させる必要性がある。

(3) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

個人情報「目的外利用」させることについての本人への通知は、基本健康診査受診者が5万人弱と多数に上るにもかかわらず、そのほとんどは地域支援事業の対象になる特定高齢者には該当しないことが推定される。あわせて、対象外の人については、何のための通知かととまどうことが懸念される。さらに、通知すべき相手が5万人弱の多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々の通知を省略し、代わりに個人情報を目的外に利用させること及びその情報の内容を事前に広報により周知することとする。

(4) 実施時期

2006年（平成18年）9月1日以降随時行う。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

実施機関の説明によれば、今回目的外で利用させる情報は、藤沢市介護保険システムで管理している個人情報であり、2006年（平成18年）4月の介護保険法の改正により、高齢福祉課において介護保険地域支援事業として取り組む事業に必要な情報となる。

当該事業の概要については、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう、各種介護予防にかかる支援事業を市町村の責任において実施するものであり、対象としては、特定高齢者となっている。さらにこの中から基本健康診査と一体となって実施される生活機能評価を基に、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、適切な事業につなげていくものとしている。この特定高齢者の決定の条件として、介護保険法に定める要支援・要介護認定を受けていないこととあるため、要支援・要介護認定を受けた者を特定高齢者の中から識別する必要がある。

以上のことから、藤沢市介護保険システムで管理する介護保険認定情報（氏名、生年月日、認定結果、認定有効期間）を目的外利用させることにより、介護予防事業の本来目的が達成されるとともに、本人の心身の状況、及びその置かれている環境その他の状況に応じた適切な事業を包括的かつ効率的に実施できることから、目的外に個人情報を利用させる必要性が認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人への通知の省略について

個人情報を「目的外利用」させることについての本人への通知は、基本健康

診査受診者が5万人弱と多数に上るにもかかわらず、そのほとんどは地域支援事業の対象になる特定高齢者には該当しないことが推定される。あわせて、対象外の人については、何のための通知かととまどうことが懸念される。さらに、通知すべき相手が5万人弱の多数であり、目的外に利用させる個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々の通知を省略し、高齢福祉課が個人情報を目的外に利用すること及びその情報の内容を事前に広報により周知することとしている。

これらのことから、本人に通知をしないことの合理的理由があると認められる。

以 上